ＰＴＡ会則

小平四小ＰＴＡ

令和８年４月改正版

※お子様が在学期間中は保存しておいてください

小平市立小平第四小学校ＰＴＡ会則

第１章　名称及び事務所

第１条　この会は小平市立小平第四小学校ＰＴＡと称し、事務所をこの学校に置く。

第２章　目的及び事業

第２条　この会は会員相互の理解と協力により、学校教育の完成に助力し、併せて、家庭教育及び社会教育の改善、向上を図ることを目的とする。

第３条　この会は前条の目的を達成するため次の活動又は事業を行う。

１．学校教育の目標又は方法についての話し合いをすること。

２．学校と家庭との連絡を図ること。

３．児童の健康増進、並びに福利厚生、その他徳育学業の奨励を図ること。

４．会員相互の教育向上、並びに親睦を図ること。

５．教育環境及び施設の整備改善並びに教育に関する研究の助成を図ること。

６．その他会の目的を達成するために必要な活動又は事業。

第３章　運　営　方　針

第４条　この会は会員の総意に基づいて民主的に運営されるものとする。

第５条　この会は特定な者のために利用され又は奉仕してはならない。

第６条　この会は学校の管理及び人事行政に干渉してはならない。

第４章　会　員

第７条　この会は次の会員で組織する。

１．正会員、この学校に在学する児童の保護者もしくはこれに代わる者及び教職員。

２．賛助会員、この会の趣旨に賛同する者。

第８条　会員は会を維持するため、必要な経費を負担するものとする。

第９条　会員はこの会則の定めるところにより、総会の決議に参加するほか、各種の集会、会合に出席し、意見をのべ質問を行うことが出来る。

第５章　組　　織

第１０条　この会の会員すべて、学級会及び地区会に所属し学級ＰＴＡと地区ＰＴＡを組織する。（図１）

（図１）

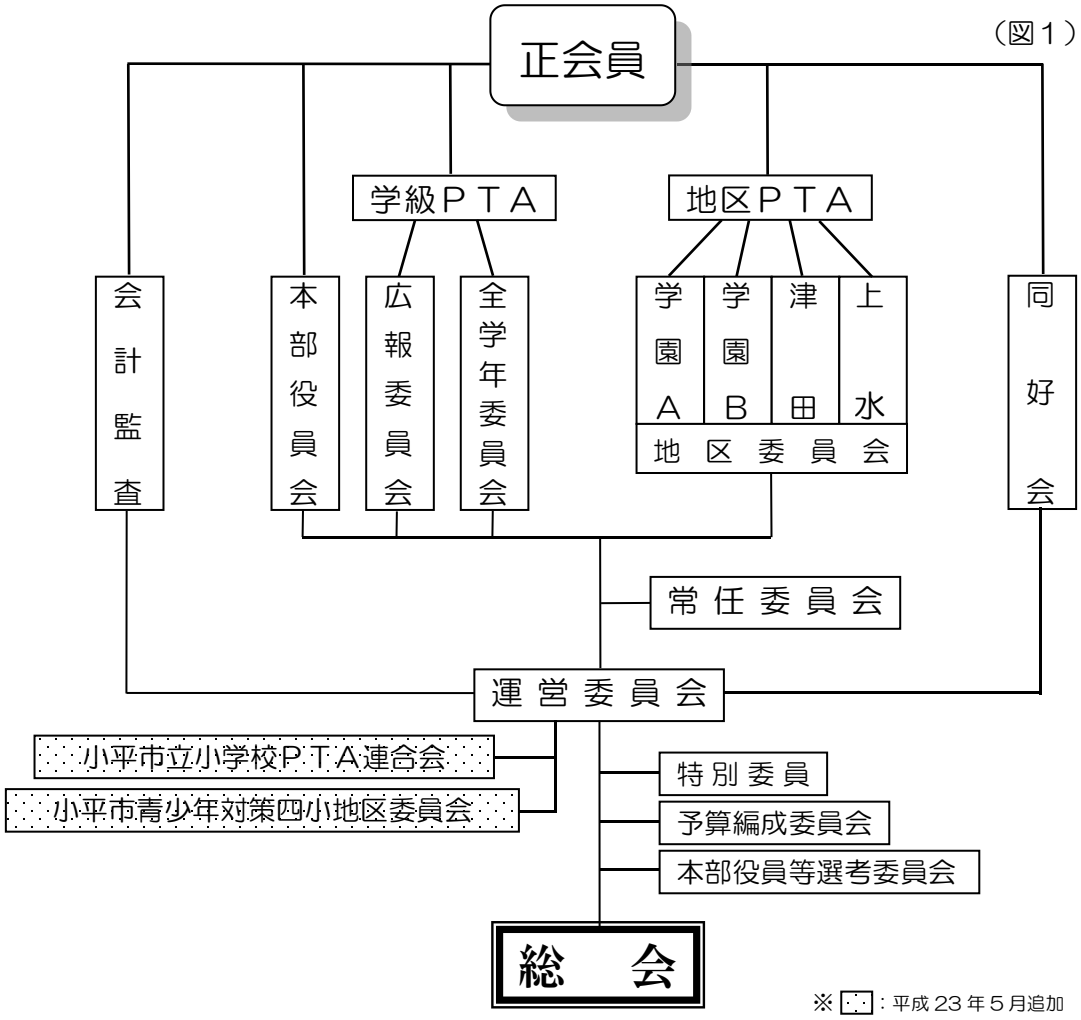

第１１条

１．学年会及び学級会

イ．学級会及び学年会は各々に所属する会員及び教職員をもって構成する。

ロ．会を運営するために、各学年に当該学年の学級数と同数の全学年委員をおく。

ハ．全学年委員会には互選により、委員長２名、教職員１名をおく。

ニ．全学年委員会は各学級で話し合われたことにつき、運営委員会に提案することができ、また学年別に独自の活動を行うことができる。

ホ．教育文化の向上と会員相互の教養を深め、体育保健の増進ならびに親睦をはかりこれを主催する。

ヘ．各学年委員は委員間の連絡を密に話し合う。

ト．全学年委員会は各学年間の連絡を密にし、意志の疎通をはかる。

チ．全学年委員会は必要に応じ、全学年委員会を招集する。

２．広 報 委 員 会

イ．各学年より選出された当該学年の学級数と同数の委員をもって構成し、広報委員長２名、教職員１名を互選する。

ロ．会員相互の理解と協力を深めるため会報を発行する。

ハ．各機関の活動状況の伝達、および会員の意見の発表交換にあたる。
またＰＴＡに直接関係する報道についての調査、研究等を行う。

３．地 区 委 員 会

イ．各地区に所属する会員をもって地区会を構成し各地区ごとに民主的に地区委員保護者原則２名を選出する。

ロ．地区ブロックは数地区会をもって構成され、地区委員の中からブロック代表を互選する。

ハ．ブロック代表以外から地区委員長２名、教職員
１名を選出する。

二．地区委員は地区会を主催して、地区内の会員と密接な連携を保ち、児童の諸問題について意見の交換を行い、必要に応じてその意志を地区ブロックまたは地区委員会に反映させる。

ホ．地区の環境を浄化整備し、児童の校外補導や交通安全指導を行う。

ヘ．地区ブロック代表はブロック内地区会の緊密な連絡をはかり決定した事項の徹底をはかる。

ト．地区委員長は地区ブロック代表および地区委員相互の連絡をはかり地区委員会を主催する。

チ．地区および地区ブロックは運営委員会の承認を得て変更することができる。

第６章　本　部　役　員

第１２条　この会に次の役員をおく。

会　　長　　１名

副 会 長　　４名（うち教職員１名）

書　　記　　４名

会　　計　　３名（うち教職員１名）

イ．本部役員は互いに他の役員を兼ねることはできない。

ロ．本部役員の任期は定期総会から定期総会までの１年とする。ただし引き続き１年に限り再任することができる。（教職員を除く）

ハ．補欠に選ばれた本部役員の任期は前任者の残任期間とする。

二．その年の役員構成は、運営委員会の承認を経てその流動性を認めるものとする。

第１３条　１．会長はこの会を代表し会務を統括する。

２．会長は、総会、運営委員会、常任委員会を召集する。ただし、総会召集の通知は、予め議題を付して少なくとも５日前にこれを行うものとする。

３．副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

４．書記は総会及び運営委員会の議事の記録、報告、及び保管に当たる。

５．会計は会の経理を司り、別に定めるところに従い会計事務を処理する。

第１４条　学校長は各会議に出席し、意見を述べ質問に応ずるものとする。

第７章　総　　会

第１５条　総会はこの会の最高決議機関であって、正会員により構成する。

イ．原則書面決議とし、議事は会員総数の過半数により決する。

ロ．参集による場合は、会員総数の５分の１以上（委任状を含む）の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。可否同数なる時は、議長の決するところによる。

第１６条　総会は定時（毎年４月）又は会長が必要ありと認めたとき、もしくは正会員の５分の１以上の要求ありたるとき臨時にこれを開き、次の事項を審議又は決定する。

イ．会務及び会計報告、年次決算の承認

ロ．次年度予算

ハ．次年度役員

二．その他重要事項

第８章 運 営 委 員 会

第 17 条　１．運営委員会は次の事項を協議決定する。

イ．会の運営、事業計画、活動の重点

ロ．総会提出原案

ハ．補正予算又は特別予算並びに決算の承認

二．年度中途に於ける役員変更

ホ．その他総会事項に属さない重要事項

２．運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の４分の１以上の要求があったとき開催する。

第 18 条　運営委員会は本部役員、各委員会委員長２名、各学年クラス数の役員、地区委員運営係をもって組織する。

第9章　　常 任 委 員 会

第 19 条　常任委員会は、本部役員、各委員会委員長２名をもって構成し会長を助け、次の事項を相談する。

イ．運営委員会に付議する事項

ロ．運営委員会決定事項の実施の細部

ハ．その他

第１０章　本部役員等選考委員会

第 20 条　１．本部役員等選考委員会の運営については運営委員会の承認を経て行う。

２．本部役員等選考委員会は正会員のうちから本部役員候補（会長、副会長、書記、会計）、及び会計監査候補を選出し総会にはかる。

３．本部役員等選考委員会の任務は役員・会計監査の決定をもって解任する。

４．本部役員等選考委員会の構成については細則で定める。

第１１章　予算編成委員会

第 21 条　１．予算案を作成する。

２．構成員の選考については細則で定める。

第１２章　特別（臨時）委員会

第 22 条　１．総会又は運営委員会が必要と認めたとき特別委員会を設置することができる。

２．組織、運営は運営委員会が定め委員長２名は運営委員会に出席する。

第１３章　会　計　監　査

第 23 条　１．会計監査を２名おき，定期又は必要ありと認めるとき次の事項について検査する。

イ．予算（特別会計を含む）の執行状況

ロ．現金並びに預金の出納保管、その他収支記録の状況

２．会計監査は、監査の結果及び会計事務の適否について本部役員立ち会いのもと意見を付し、もしくは改善を要すると認められるときは、これを総会及び運営委員会に報告しなければならない。

３．会計監査は本部役員、及び各委員は兼任できない。

４．会計監査の任期は定期総会から定期総会までの１年とする。

第１４章　会　　計

第 24 条　１．この会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって支弁するものとする。

２．会費は年額1,８９０円とする。

３．会費はクラス単位で徴収する。

４．会長は事情により会費を減免することができる。

第 25 条　この会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

付則

第 26 条　会長は、会則の施行に関し、運営委員会の議を経て必要なる細則を定めることができる。

第 27 条　この会則は総会の特別決議（出席正会員の３分の２以上）に拠らなければ改廃できない。但し改正案は運営委員会の議決を経て会長がこれを提案し、総会開催の少なくとも１週間前にその原案を全会員に知らせなければならない。

第 28 条　この会則は昭和 42 年５月 24 日より実施する。

改正　昭和 58 年４月 23 日、昭和 59 年４月 28 日、昭和 60 年４月 27 日
昭和 61 年４月 19 日、昭和 62 年４月 18 日、平成　１年４月 22 日
平成　４年４月 18 日、平成　６年４月 16 日、平成 14 年４月 23 日
平成 16 年４月 28 日、
平成 19 年４月 25 日　　PTA 会費を年額 1,600 円から 1,800 円に変更
平成 21 年４月 22 日、平成 30 年４月 25 日、
令和　３年４月 17 日　　PTA 会費を年額 1,800 円から 1,860 円に変更
令和　４年４月 16 日　　PTA 会費を年額 1,860 円から 1,890 円に変更
令和　６年４月 18 日
令和　７年４月 17 日、令和　７年１０月８日、令和　８年４月１７日

小平第四小学校ＰＴＡ　細則

第１章 弔慰金

教職員とその配偶者

会員たる保護者又はこれにかわる者　　5,０００円

本校在学児童

上記の他運営委員会の認めた場合

第２章 施設委員会

学校の施設の整備拡充を促進するための調査研究を行うとともに、促進に必要な諸活動を行う。但し本委員会は臨時の会とし、必要目的に応じて設置しまたは廃止する。その設置中は、以上の目的を達成するために本委員会の委員に限り、任期を２年とする。但し再任を妨げない。なお選出母体は学年とする。

正副委員長は運営委員会の審議に参加する。

第３章 小平市青少年対策四小地区委員会

地区児童青少年育成のためＰＴＡと青少対の連絡を密にし、必要に応じて地域社会の青少対健全育成の目的のため協力する。

第４章 同 好 会

会員は希望によりいつでも入会できる。

各代表者は必要に応じて運営委員会に出席もしくは、会長を通じて意見を伝えることができる。

四小ＰＴＡ会員の資格がなくなった後も同好会会員として残ることができる。

発足・解散については「同好会のてびき」を参照する。

第５章 本部役員等選考委員会は常任委員会で構成する。

第６章 予算編成委員会は本部役員、各委員会の委員長２名、各同好会代表で構成する。

付則

改正　細則は昭和５８年４月２３日より実施する。

改正　細則は昭和５９年３月１５日より実施する。

改正　細則は昭和６０年２月１４日より実施する。

改正　細則は昭和６１年３月１４日より実施する。

改正　細則は平成１６年４月２８日より実施する。

改正　細則は平成３０年４月２５日より実施する。

改正　細則は令和３年４月１７日より実施する。

改正　細則は令和６年４月１８日より実施する。